

JPCA NEWS

公益社団法人日本写真家協会(JPS)

公益社団法人日本広告写真家協会(APA)

一般社団法人日本写真文化協会(文協)

日本肖像写真家協会(日肖像)

一般社団法人日本写真作家協会(JPA)

全日本写真連盟(全日写連)

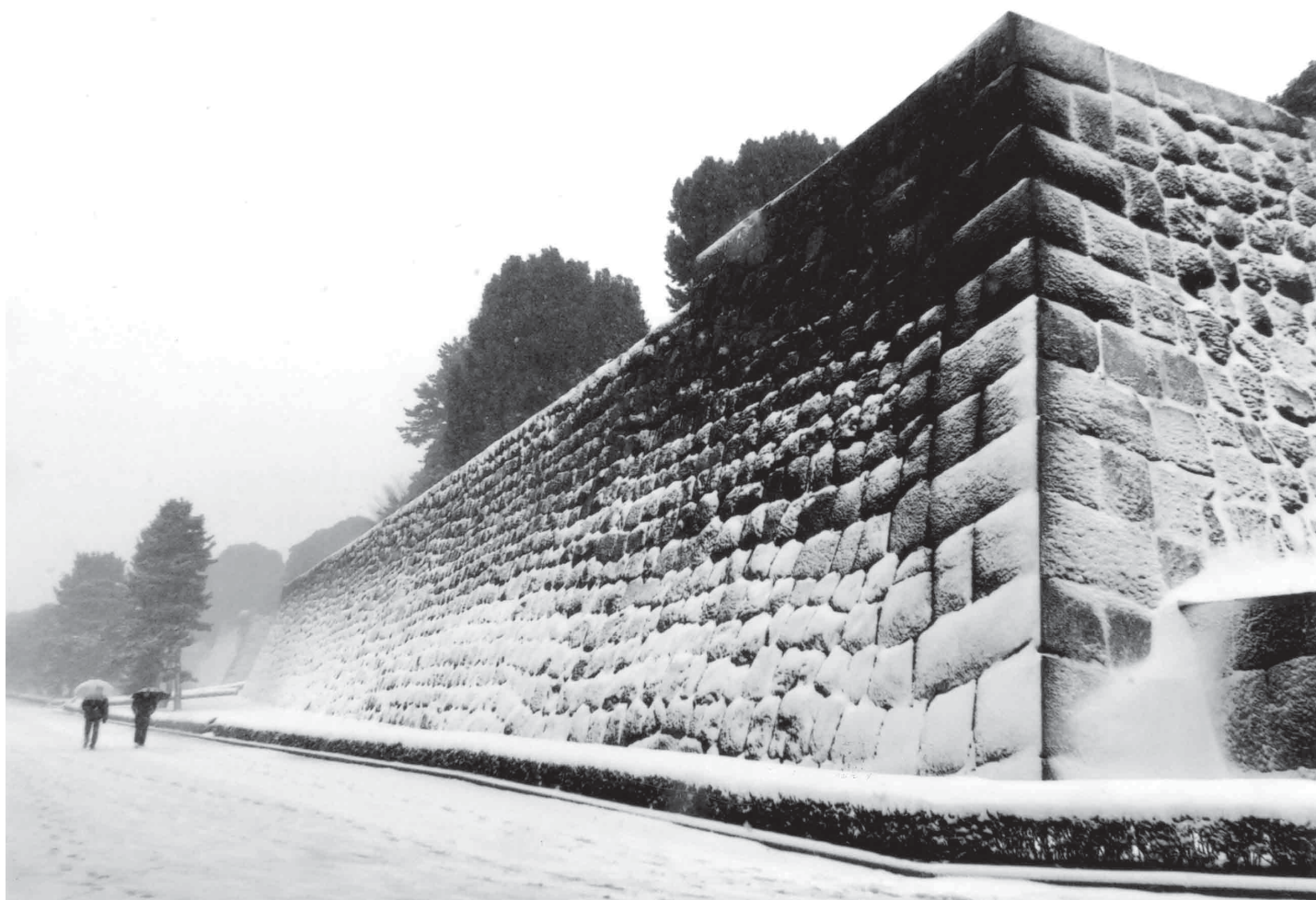
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)

日本自然科学写真協会(SSP)

日本風景写真協会(JNP)

公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体 ■ 10団体



「雪の皇居東御苑にて」

写真:大石直臣 HJPI320300001019

CONTENTS

Vol. 10
2016年11月

目次

巻頭言 日本風景写真協会 会長 落井俊一 2

最新ニュース 共催事業 名古屋で著作権セミナー・平成28年度 第14回通常総会 3

スペシャルレポート 酒井孝彦准教授に聞く「大学教育現場の著作権—そのバランス感覚」 4

研究会報告 CCD(デジタル時代の著作権協議会)研究会 権利者不明作品問題と拡大集中許諾 6

一般社団法人

日本写真著作権協会 www.jpca.gr.jp

巻頭言



日本風景写真協会
会長 落井 俊一

日本風景写真協会(JNP)はプロもアマも一緒に成って風景写真を楽しもう!をキャッチフレーズに2001年7月に発会式、半年間の募集期間を経て2002年1月に創立総会を開催しました。創立時に1500人を超える入会者を迎える事ができ、初代会長と発起人9名や役員一同が皆で喜んだのがついこの前のような気がしていますが、はや15年目が過ぎようとしています。確立された感のあるドキュメント写真や人物写真のように風景写真もそれなりの評価と地位の向上や形態が確立されるよう先代会長との約束と共に頑張ってきています。全国組織の会としては一番の新参者かも知れませんが、今の自然や風景を大切にし保護や保全の啓蒙に役に立てるよう頑張っています。1450数名の中から90点程しか選ばれない狭き門の会員写真集「四季のいろ」を隔年に発刊し、その間の年に「四季のいろ」の全作品の全国巡回写真展を開催しています。

そのほかに記録を主にした「遺したい日本の風景」は2016年に目標の第10巻を発刊、今後の方針を模索中です。年5~6回開催する先生方の写真セミナーや人気でチラシ発送後3~4日で70名の定員が埋まる大撮影会は年2回の開催。年4回発行の会報も好評です。10周年では全員参加型の「1319人の風景写真・日本風景写真協会10周年記念・四季のいろ」を発刊しました。著作権については今後の勉強や講習会の必要性を感じております。



日本風景写真協会(JNP)

会 長 » 落井 俊一 おち い しゅんいち

創 立 年 » 2002年1月

会 員 数 » 1,450人(平成28年9月現在) / 賛助会員12社

名誉会員・白旗史朗・竹内敏信・丹地敏明

指導会員・川隅 功・斉藤友寛・高橋 毅・辰野 清・田中達也・野呂希一・増井 治・山本 一

本部事務局 » 〒600-8216 京都市下京区東塩小路町607-10 サンプル京都3階

本 部 URL » <http://www.jnp21.jp/>

日本風景写真協会は全国に45支部があり、それぞれの支部が地域担当理事、支部長はじめ支部役員の人達がそれぞれの支部の実情に合った活動をしています。年4回以上の支部例会の開催、年1回以上の作品展、撮影会、支部活動報告が義務付けていますが、ほとんどの支部が年6回以上の例会や数回の撮影会を開催しています。

共催事業 名古屋で著作権セミナー

「ちょっと待って! その写真大丈夫?」と題した、著作権と肖像権に関する勉強会が10月29日、名古屋市中区の朝日新聞名古屋本社で行われました。全日本写真連盟中部本部と日本写真著作権協会との共催事業で、会場の朝日ホールには当初の募集定員120人を上回る142人が来場。中には愛媛、兵庫、滋賀、富山、静岡といった県からの参加もあり、写真活動における権利問題への関心度が伺われました。

第1部では、当協会理事で日本写真家協会などの役員も務める山口勝廣氏が講演。著作権や肖像権とは何かという基礎知識から、撮影時のルールとマナーといったカメラマンとしての心得に至るまで、写真家の立場から指導した。さらに近年、スマホなどで撮影した写真を気軽にWEB上で公開する危うさや、コンテストによっては応募作の著作権が主催者に渡ってしまう実情も紹介。事前に届いた参加者からの質問にも答えました。

第2部では、朝日新聞社名古屋本社報道センターの

小川智カメラマンが「肖像権と報道現場」をテーマに、普段から取材時に気をつけていることや、掲載できなかった写真の舞台裏などを解説。参加者たちは熱心に耳を傾けていました。

この日は、日本写真家協会が今年7月に刊行した書籍「SNS時代の写真・ルールとマナー」が教材として受講者全員に配られました。



写真：日置 康夫（全日写連）

平成28年度 第14回通常総会

去る9月26日、半蔵門JCIIビル603会議室において一般社団法人日本写真著作権協会平成28年度第14回通常総会が開催されました。

各正会員団体の理事、監事、委員が出席する中、昨年度の事業・決算報告、一般社団法人日本写真作家協会および日本自然科学写真協会の担当理事交代、さらに写真保存センターへの支援継続や当ニュースの発行部数拡大を含めた平成28年度の事業計画案・予算案が全会一致で承認されました。

平成28年度の主な事業計画の骨子は以下のとおりです。

- 1 日本複製権センターの運営について事業の拡大と安定を図る。
- 2 写真家の実態調査を行い、基礎資料の整備を行う。
- 3 会員各団体に著作権に関する委託事業を行い、広く写真業界に著作権の啓発を行い各団体著作権に関する取り組みを促進する。
- 4 写真保存センターの設立運営支援を行う。
- 5 オープンワークス解消のための施策について研究し、実務的な解消を目指す。
- 6 教育利用のための法改正など、著作権法の改正について写真家の権利を擁護し、創作のサイクルを維持可能とするよう活動を行う。



写真：岡野 一之（HJPI3202000962）

大学教育現場の著作権—そのバランス感覚—

—東京工芸大学 酒井孝彦准教授に聞く—

世を騒がす著作権関連のトラブルは、知識かモラルの欠如がほぼ全て原因と言って良いだろう。では、それらを防ぐには？ 少なくともプロとして実作業に関わる人材への教育は欠かすことができない。

第一線の写真家、関係者への啓蒙もさることながら、次世代を担う人材への教育は今後もその重さを増していくことになる。

昨年大きな話題となったデザイン剽窃事件の主人公が大学で教鞭をとっていたというショッキングな事実もあり、教育現場ではどのような変革が起きているのかを自らの授業に現場の写真家を招聘した特別講義などを積極的に取り入れている東京工芸大学の酒井孝彦准教授に聞いた。

大学での著作権教育の現状

まずは現場での著作権教育について聞いた。

- 権利問題の教育には、普段からもっと具体性のある話をしたほうが良いと思いますし、本学に限らずどここの大学でもしていけないと、新しいものを創り出していくことにつながらないと思います。
- 芸術の理念は古いものを壊していくということが大前提ではありますが、それは純粋芸術またはファインアートの世界であって、メディアアートやカルチャーアートに関してはここ20年ほどはリミックスアートが流行っています。その流れの中でここ数年権利関係の問題が大きく取りざたされるようになっていきます。
- 実際に作品制作に取り組んでいる学生にとってはオマージュの問題が最初に出てきます。先生方の『過去の巨匠たちの作品を見て勉強しなさい』という言葉の意図が正確に学生たちに伝わっているのか？ 学生たちが真似をすれば良いと解釈してしまえば、教育の出し手と受け手の間のずれが起きてしまうことになります。



写真：阿古 慎一郎（全日写連）

- 学生のクリエイティビティを最大限に伸ばしたいのですが、各自のパソコンで実際の制作を自宅で行っているためにその現場を見ることができません。インターネットからダウンロードした画像を素材として切り出

しコラージュに使用する場合に、学生が権利問題を理解した上でそうしているのかをリアルタイムで見届けられないのでヒヤヒヤすることはあります。

現行の著作権法上、教育目的の著作物の利用は権利制限がされており比較的自由度は高い。しかしそこに甘んじて野放図にすることは許されないと酒井准教授は続ける。

- 卒業制作の締め切り間際になって学生が作品を持ってきたことがあります。その作品には著名なアニメのフィギュアを素材に用いていたのですが、権利関係の処理をしていなかったんです。しかしこの方向で制作したいという希望があり、そこで卒業制作展は外部に向けて発信するものなので、権利者の許諾を得るようにと指導したことがあります。結局20点中17点の許諾をいただき、残りを修正することで卒業制作として完成。学生も無事に卒業することができました。学生生活のどこかの段階で、実際に許諾を得るという作業を経験することは学生にしてもらいたいですね。

最近の学生は他人と会ってコミュニケーションを図ることが苦手なケースが多いというが、こういった経験は第一線に出てからも大きな経験として役立つことだろう。

教育機関としての取り組み

しかし同時に、教員側にも課題は多いと酒井准教授は語る。

- ただ、すべての先生方が同じ対応をされるかはわかりません。許諾を求めるという意識をお持ちの先生とそうでない先生が混在している状態が現状です。
- 数年ごとに改正される著作権法についての知識のアップデートも必要ですし、教員にも著作権に関するレクチャーは必要だと思います。学生が卒業後に間違った教育を受けたと感じては仕方ありません。ルールをきち

んと作ってレクチャーを受けることは大切だと思います。

- 美術というのは昔から『わからないもの』を見て良し悪しが分からないけれど、良いという先生が大勢いるから良いんだろうという誤解があった時期があるわけで、その流れを受け継いでいる部分があります。その中でオマージュをした方もされた方も尊い芸術作品を作っているのだからOKとなってしまうと権利関係の侵害に気づかないままになってしまうでしょう。
- そこを是正した上で、許諾を得たオマージュというのが今後あるべきだと思います。そしてそういう制作方法に対応できる環境づくりが芸術系の教育のベシクに備わるべきだと思います。

東京工芸大学には2010年に制定された「東京工芸大学の著作物の取り扱いに関する基本方針」や「東京工芸大学芸術学部 作品制作と著作権Q&A集」があり、すでに運用されている。この基本方針は一定の成果を上げているが、酒井准教授はこれをさらに深化すべきと主張する。

- 本学では知的財産関係の委員会などがあり研究会なども行なっていますが、その結果が最終的に学生にきちんと伝わっているのか?という疑問を常に持っていないと、具体例を挙げてこれはOK、これはNGということを示していかないと学生にとっては単に難しい話としてスルーされてしまう懸念があります。
- 実技教育についても、目の前で制作している段階での権利に関する指導が大切です。作品が完成して公表の段階で問題を指摘しても、学生にとっては一度完結したもので混乱をきたしてしまいます。制作の早い段階での指導ができる環境づくりが急がれますし、多くの先生方も日々学生を指導する中で具体的な指導の必要は感じています。
- 大学の教員は免許が必要なものではなく、それぞれの専門の勉強の結果教育の現場にいます。その中で教員間のコンセンサスづくりのためにも知識を共有する必要があります。これは個々の大学内に限ったことではなく、長期的にはすべての芸術系大学の中で共有されるべきだと思います。
- 大学の中でも、一部の委員会などでは議論されていても最終的に学生にまで伝わっていない状況は是正しなければなりません。全学的に一般化して、どの先

生も同じ指導ができることが目標になるでしょう。その意味でも教員に対するレクチャリングは必要です。

学生の「気づき」を導き出すために

学生のクリエイティビティを伸ばしながら、権利意識を芽生えさせるために何が必要だろうか?最後に酒井准教授に聞いた。

- 講義の場合には知識を植え付けるという部分で一方的に伝える形になりますが、実習授業では事細かに指導しています。制作過程を逐一見せるように指導しています。権利関係に問題があることを知らずに制作を進行していたら最終段階でフォローしきれないことになり、学生にとっても不利益になってしまいます。
- 最近の学生は指導に対して何故か?という疑問を出さないケースが多く、こちらから何故だと思いを問いかけて考えさせています。
- 昨今は権利処理の不行き届きで学生たちが法的問題を抱えてしまうリスクが高まっています。そうなる前に指導をして彼らを守る責任が我々にはあると思います。だからといって、権利の壁に萎縮しないことも重要である。

- 国際化の中で、権利問題でつまづいてしまった先輩を見て後輩たちが萎縮してしまうのは本末転倒ですし、そこが新たな鎖国状態を生みかねません。
- SNSなどを通じて一瞬のうちに自分の写真が世界中の人々に伝わり、それをきっかけに海外で活躍するチャンスを得るケースもあるかと思います。そうなった時に日本ローカルだけではない権利意識と知識を持った人材づくりを進めたいです。
- 今回の授業の中でもベルヌ条約について触れましたが、法的な細部はとにかく学生が他国での権利管理にも興味を持って、脳裏に残ってくれば幸いです。

無用なリスクを冒さず、しかし萎縮することもないバランス感覚。まさに次世代の俊英たちに求められるものだろう。酒井准教授は最後をこう締めくくった。

- 知らないと損をする著作権ではなく、「知って得をする著作権」として学生に伝えていきたいです。知らないで萎縮してしまうことは避けなければなりません。

プロフィール



さかい たかひこ
酒井 孝彦

東京造形大学デザイン科I類写真コース卒業。

(株)日本デザインセンター写真局をはじめ、いくつかの広告撮影会社を経て現職。

多数のクライアントの広告撮影を手がけ、モデル、宝石から車、住宅までのありとあらゆる撮影をし、デジタル加工処理まで一括にて行う。

公益社団法人日本広告写真家協会正会員、他。

第65回記念現展新人賞、第21回日本写真家協会展入選。

2013年、「浮世絵浪漫展」参加、2009年、中国の杭州理工大学美術学院にて講演／ワークショップを行う。個展、展覧会多数。

CCD(デジタル時代の著作権協議会) 研究会権利者不明作品問題と 拡大集中許諾

著作物の保護と利活用に関する研究会

2016年9月14日(水)

RYUKA知財ホールにて

講師 東京大学先端科学技術研究センター
教授 玉井克哉

主催 CCD

我々は日常生活のなかで、多くの著作物(文藝、音楽、美術、写真、グラフィック、漫画、脚本、シナリオ等)から影響を受け、また利用している。ただし著作物の利用は、私的利用の範囲を越えて利用する場合は、著作権法に定める権利処理をしなければなりません。そこで問題になるのが、権利者が誰なのか、現存しているのか、何処にいるのか等、不明な問題がたくさん出てきます。このため権利処理ができないことにより、適法に使えない著作物が死蔵されることになります。

この解決策をどのように考えたらよいかをテーマに、去る9月14日に開かれた標題の研究会に参加しました。

権利者不明著作物とは

権利処理ができない著作物を「権利者不明著作物(オーファンワークス)」といいます。著作物であるように見える不明な物も含まれます。例えば新聞の投書欄のYさん、案山子さん等。それから著作物の著作者不明のもの、著作者の没年不明のもの、また居住先不明など著作者を確定できず適法に権利処理できないものです。

なぜこのような権利者不明著作物が発生するのかについて、指摘されているのは氏名表示が徹底されていない事、またベルヌ条約の著作物が完成した瞬間に権利が発生する無方式主義が指摘されています。次に考えられるは、長い保護期間があるため保存記録が賞味期限切れになってしまい機能していない。また現在では多様な利用方法が生まれ(放送→DVD・BD/ネット配信)新たな権利が発生している事があげられます。

問題解決策の目標をどこに

権利処理には時間と費用がかかります。このコスト低減は緊急に解決しなければならない課題です。また「推定的同意がある場合」という概念を導入して、円滑利用を促進してはどうか？

次に権利者が「いやだ」「待ってほしい」と申し出る機会を確保する。それと同時にオプト・アウト方式の採用も重要と考えられる。「利用する前に利用者が許諾を取れ」だけでなく「利用される前に権利者は拒絶せよ」を導入してバ

ランス取るのはどうか？

議論があるところですが、解決の糸口として検討すべきだと考えています。

現行制度の現状

現在、日本では行政処分として文化庁長官の裁定制度があります。しかし手続きに時間がかかり、費用がかさむため累計で259件。同じようなカナダの制度でも累計288件と報告されています。

改善策として権利者団体が文化庁長官を補助し、それを受けて長官が裁定する案があります。既存権利者団体が利用者に代わって「相当な努力」を担保することで、時間と費用を低減するのです。これには法改正が必要とされています。

海外では公的機関による管理にはEU指令があります。これはデジタル・アーカイブ構想(欧州電子図書館構想)の一環として図書館、文書館、フィルムライブラリー等が公益的目的に限定(商業的使用は不可)で権利者に「正当な補償」を支払うというものです。

欧州各国には拡大集中許諾制度を設けて権利処理をしている国が多数あります。権利者団体が集中許諾により構成員の権利処理をします(委任、信託)。また拡大集中許諾により所在不明権利者の権利処理も許諾対象になります。この方法によりコストが軽減され利用者側も使いやすく機能しています。国別の違いは、イギリスでは権利者団体が主務大臣の許可により管理者となり「相当な調

査」を要件に許諾をし、許諾料は類似の場合と比較し公的決定となります。権利者にはオプト・アウト(拒否権行使)の機会を保障。権利者不明のままのときは公的機関が有益な目的に使用できます。ハンガリーも官庁の許可により権利者団体が構成員、構成員以外の者のために許諾が可能で、権利者にはオプト・アウトの機会を保障しています。また集中管理の対象になっていない著作物も官庁の「強制的集中管理」の対象であり「相当な調査」を要件にしていますが、譲渡は不可能とのことです。ドイツ、フランスでは絶版作品は集中管理団体に委託されたと推定されるとしています。アメリカにはフェアユース規定があり、デジタル・アーカイブ化プロジェクトが各国で進む中、米国著作権局が拡大集中許諾制度の導入を議会に提言し、また権利者不明作品の個別の利用も検討しています。

解決策は複合的に

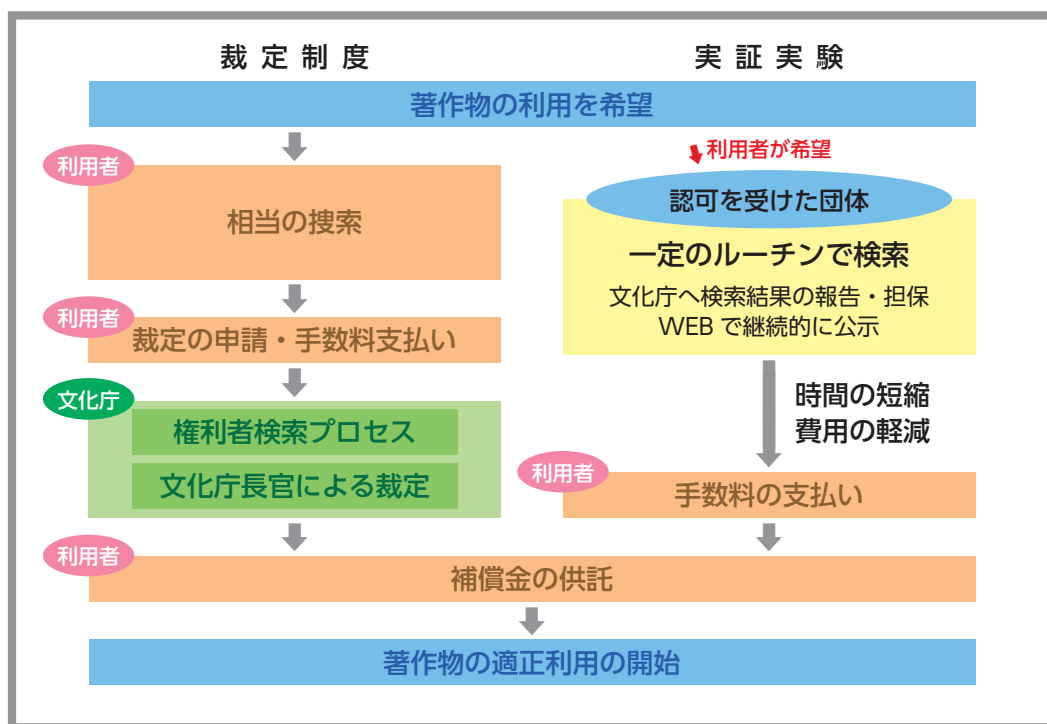
どれだけの著作物があるのか分からない中、その管理をどうするか、各国が頭を悩ませています。何故、真剣に議論するのか。自国の文化や知的財産を保護できない国に、未来がない事を歴史で知っているからです。出来そうに思えなくても、出来るところから始めましょう、というのが世界の潮流です。今まで見て来たように、事務管理は拡大集中許諾制度にして、公的機関による公益的管理体制と既存の権利者団体に代表権を付与した方が、利用者にとって最も簡便になると思われます。また一方、行政処分である文化庁長官の裁定には民間団体が「相当な努力」を払って補助できる制度にすることで、手続きの簡素化と費用の低減をめざす方向が妥当だと思います。

記) 堀切保郎

JPCAからの現状報告

JPCAは現在、権利者不明の著作物処理問題(オーファンワークス問題)について権利者団体(文藝、脚本、シナリオ、音楽、美術、グラフィック、漫画)7団体とともに文化庁の委託を受けて「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証実験」の準備をしています。平成29年3月31日までに事業を終了し、事業報告のシンポジウムを予定しています。

拡張裁定制度プラン概念図



水谷章人 写真展

キャノンギャラリー

銀座：2016年12月1日(木)～12月7日(水)
10:30～18:30(最終日15:00まで)
中央区銀座3-9-7-1F

梅田：2017年1月5日(木)～1月11日(水)
10:00～18:00(最終日15:00まで)
大阪市北区梅田3-3-10-B1F

名古屋：2017年1月26日(木)～2月8日(水)
10:00～18:00(最終日15:00まで)
名古屋市中区錦1-11-11-1F

休館日：日曜・祝日

写真の原点は「記録」することの大切さにある。
信濃路の自然・伝統芸能・工芸、そして人間の
営みを見つめつつ写真に残した。

信濃路

水谷章人 写真展



田沼武能写真展



日本写真文化協会

ポートレートギャラリー

期間：2017年1月6日(金)～18日(水)

所在地：新宿区四谷1丁目7番地

日本写真会館5階

開館時間：10:00～18:00(最終日は15:00)

お問合せ：TEL:03-3351-3002

平日(月～金)午前10時～午後6時まで

四季折々の武蔵野の景観・そこに生きる人々の
暮らし・まるで「ふる里」に帰るようなやすらぎ
野武士文化が息づく珠玉の武蔵野日記part II

JCIIフォトサロン 写真展のご案内

大竹 省二 作品展 「PASSAGE—旅の行方—」

JCIIフォトサロン

期間：2017年1月5日(木)～1月29日(日)

所在地：千代田区一番町25 JCIIビル1F

(地下鉄半蔵門線・半蔵門駅下車 4番出口より徒歩1分)

開館時間：10:00～17:00

入場料：無料

休館日：毎週月曜日(祝・祭日の場合は開館)

大竹省二が旅での出会いをテーマに、世界各地を撮影したポートレートと
スナップ写真。オリジナルプリント約50点(全作品モノクロ)を展示。

